

泉南市都市計画マスタープラン 策定方針（案）

1. 策定の主旨

泉南市（以下「本市」という。）では、第5次泉南市総合計画に即し、令和6（2024）年を目標年次として、本市の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を平成27（2015）年7月に策定し、計画的な都市づくりを進めてきました。

策定以後の我が国では、人口減少・超少子高齢社会の進行、災害の頻発化・甚大化、情報技術の進展、地球環境への配慮、インフラなど維持管理コストの増大、新型コロナウイルス感染症など、社会経済情勢は大きく変化しています。

本市においても、こうした変化や今後の動向を的確に把握し、現行計画策定以後に新規に策定及び改定された上位計画や関連計画と整合を図りつつ、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市づくりや安全・安心な都市づくり等に取り組む必要があります。

本市では、これからの都市づくりの基本的な方向性を示すため、第6次泉南市総合計画や南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即し、新たな都市計画マスタープランを策定するものです。

2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

（1）都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第6次泉南市総合計画等の将来像の実現に向けて、都市計画の観点から、都市づくりの基本的な方針を示すものです。

（2）都市計画マスタープランの役割

- 1 今後の都市づくりの具体的な指針となるものです。
- 2 具体的な都市計画の決定・変更の指針となるものです。
- 3 個別都市計画の相互調整を図るものです。
- 4 個別の都市計画に関し、市民の理解や協働のまちづくりを促進するものです。

3.策定の視点

(1) 持続可能な都市づくりの推進

- 人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能な都市づくりを進めていくため、鉄道駅周辺における都市機能の強化や公共交通機能の維持・向上、居住の誘導等により、生活の利便性を確保するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを視点を検討を図ります。また、SDGsの取り組みを都市マスタープランに取り入れ、持続可能な都市づくりを推進します。
- 増加する空き家をはじめ、幹線道路の沿道機能の有効活用など、既存ストックを活かした都市づくりを視点を検討を図ります。
- 災害に強い都市づくりや脱炭素社会の実現に取り組むなど、安全・安心な都市づくりを視点を検討を図ります。



持続可能な開発目標（SDGs）の
17の目標のアイコン

(2) まちの資源を活かした賑わいの創出

- 泉南市の個性や魅力を活かした賑わいの創出を図るため、産業・観光の振興に努めるなど、昼間人口や交流人口・関係人口の拡大を図る都市づくりを視点を検討を図ります。

(3) 広域連携や多様な主体による計画の推進

- 厳しい財政状況の中で、効率的・効果的な都市づくりを推進するため、公共施設の相互利用や共同管理、観光の魅力を高める広域的なネットワークづくりなど、広域連携による都市づくりを視点を検討を図ります。
- 都市計画マスタープランの実現に向けて、エリアマネジメントや民間投資の促進など、多様な主体による「協働の都市づくり」を視点を検討を図ります。

(4) 上位計画及び関連計画との整合

- 令和5年3月に策定（予定）した「第6次泉南市総合計画」や令和2年4月に策定された「南部大阪都市計画区域マスタープラン」の上位計画に即するとともに、泉南市みどりの基本計画や泉南市強靱化地域計画などの関連計画との整合性を視点を検討を図ります。

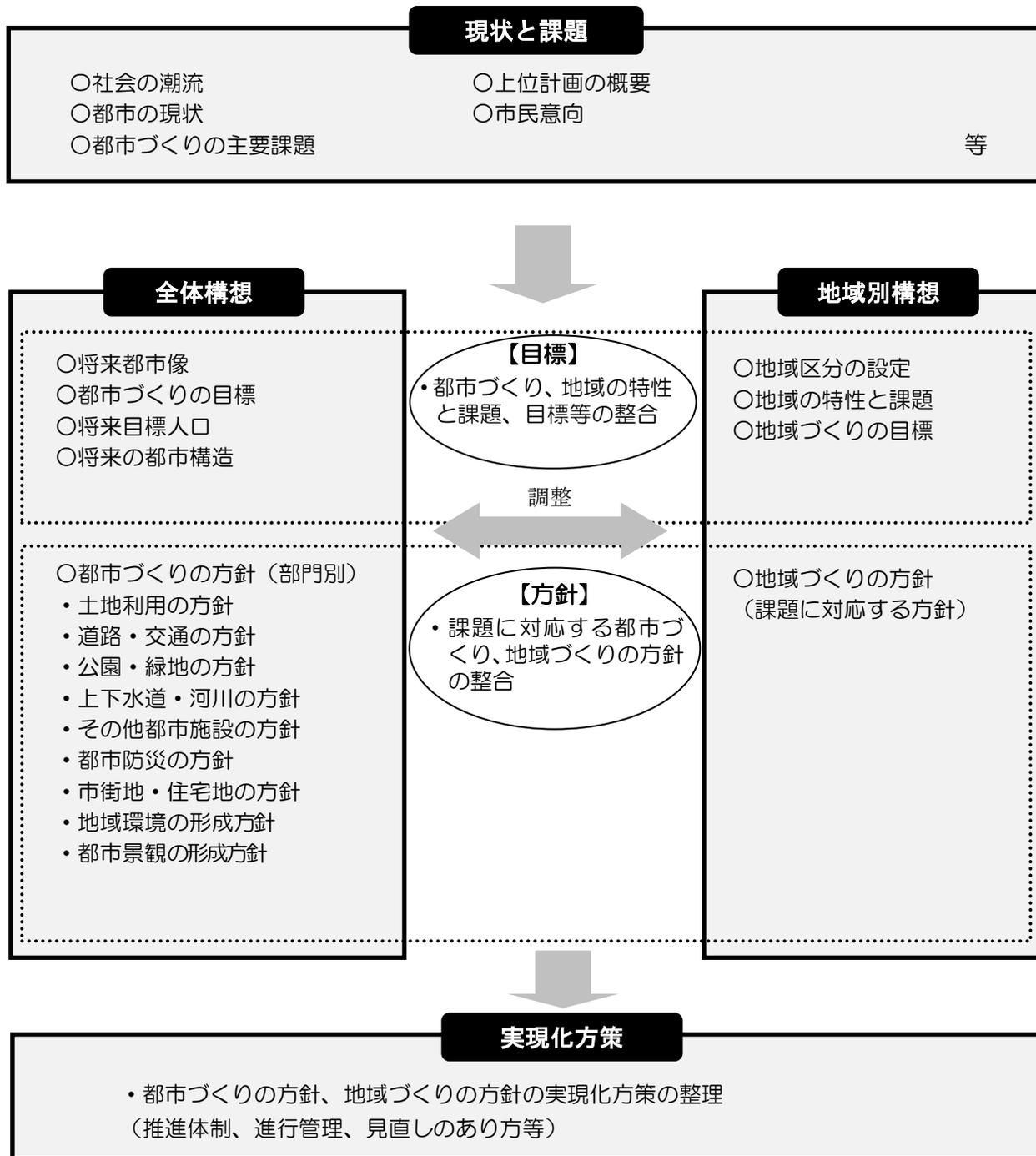
4.計画期間及び計画対象区域

計画期間は、概ね20年後を展望しつつ、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。計画対象区域は本市全域を対象とします。

なお、計画の策定・検討期間は、令和4年度から令和6年度の3ヶ年とします。

5. 泉南市都市計画マスタープランの構成

泉南市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」で構成されます。なお、下記に示す構成案は、今後の策定等委員会等の意見を踏まえ変更する場合があります。



6.策定体制

(1) 都市計画マスタープラン庁内会議

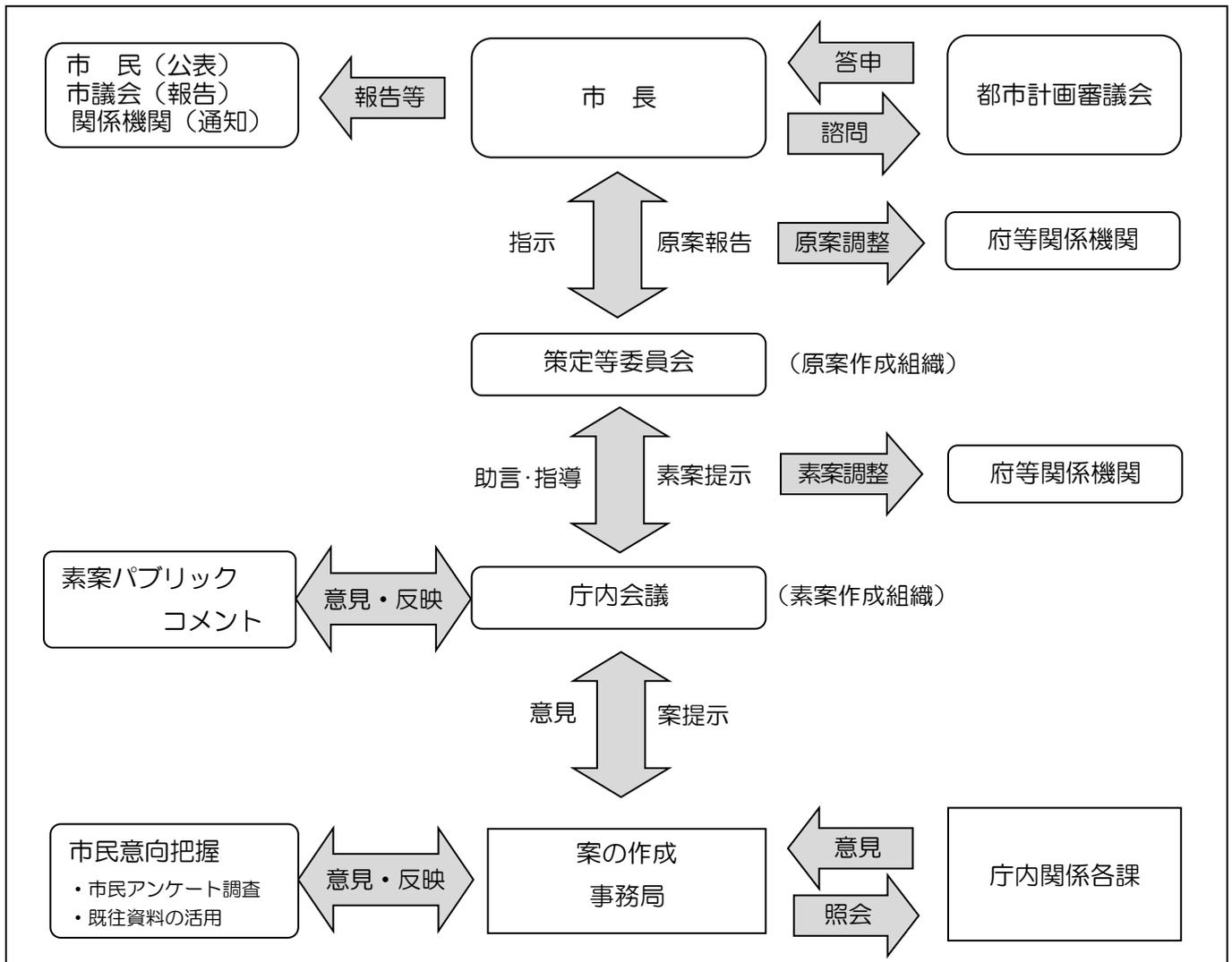
都市計画マスタープランの素案作成を行う庁内組織として、関係課長等をもって構成する「泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議」を設置します。

(2) 都市計画マスタープラン策定委員会

都市計画マスタープランの原案作成に向けて指導・助言などを行う組織として、学識経験者、公募市民などによる「泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会」を設置します。

(3) 事務局

策定事務の総括、「泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会」及び「泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議」の事務局は、都市整備部都市政策課が担当します。



7.泉南市都市計画マスタープラン 策定スケジュール（案）

日程（予定）	委員会等	議案等
令和5年5月9日	第1回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針について 現状と動向、アンケート調査結果、課題等について
令和5年8月7日	第1回策定等委員会	
令和5年10月頃	都市計画審議会 （中間報告）	
令和6年1月頃	第2回庁内会議	全体構想、地域別構想、実現化方策 （素々案）について
令和6年2月頃	第2回策定等委員会	
令和6年2月頃	都市計画審議会 （中間報告）	
令和6年7月頃	第3回庁内会議	素案について
令和6年8月頃	第3回策定等委員会	
令和6年10月頃	都市計画審議会 （中間報告）	
令和6年11月下旬 ～12月下旬	パブリックコメント	素案についての意見募集（広報、ホームページ・市役所等にて周知）
令和7年1月頃	第4回庁内会議	都市計画マスタープラン原案について
令和7年1月頃	第4回策定等委員会	
令和7年2月頃	都市計画審議会	諮問・答申

※開催日程、回数は予定。